

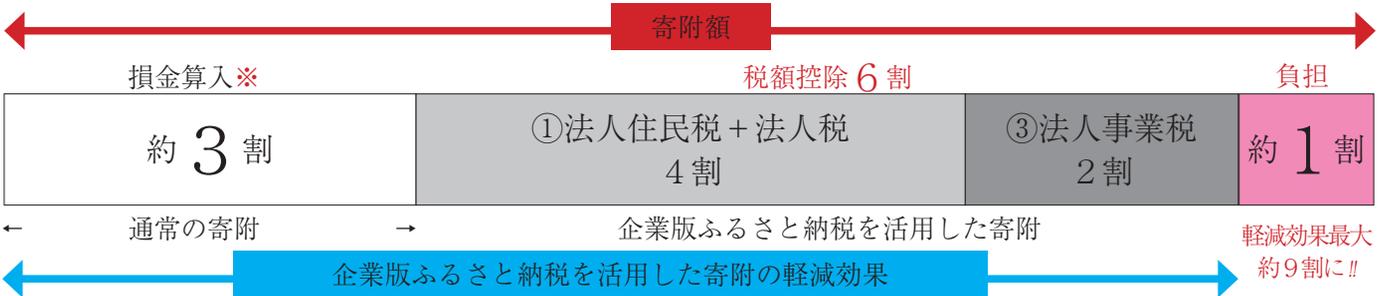
企業版ふるさと納税【概要】

企業版ふるさと納税は、正式名称を「地方創生応援税制」といい、内閣府の認定を受けた地方公共団体が行う地域再生計画に基づく地方創生事業に対して、地域外の企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

制度のポイント

税額控除の特例措置（令和2年度～令和6年度まで）

令和2年度の改正により、税の軽減効果が寄附額の最大9割（改正前は6割）となり、負担がさらに軽減され、企業のみなさんがこれまで以上に利用しやすい制度となりました。



税目ごとの特例措置

- ◆法人住民税……寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ◆法人税……法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ◆法人事業税……寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

※企業が地方公共団体に寄附した場合、その金額が損益算入されるため、寄附額の3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

【企業が利用しやすいよう】

- ①損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乘せ
- ②寄附額の下限は10万円と低めに設定

【寄附に当たっての留意点】

- ①本社が鞍手町に所在する企業等の寄附は対象外
- ②寄附の代償として経済的な利益を受け取ることは禁止

【寄附の目安】

課税所得額	資本金1億超	資本金1億以下
	寄附上限額	寄附上限額
1,000万円	10万円	※10万円
3,000万円	31万円	25万円
5,000万円	53万円	50万円
8,000万円	84万円	81万円
10,000万円	106万円	103万円
30,000万円	318万円	315万円
50,000万円	530万円	527万円
80,000万円	848万円	845万円
100,000万円	1,060万円	1,057万円

上記寄附の目安の課税所得額は寄附額の損金算入前の額となっています。

※控除不能額有

鞍手町の適用期間

地域再生計画認定（令和3年11月26日）から令和7年3月31日まで

内閣府

- ③地域再生計画の審査・認定・公表（令和3年11月26日）

鞍手町

- ①総合戦略策定（令和2年3月策定）
- ②地域再生計画（令和3年11月認定）



対象事業

第2期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標や基本的方向に適合する事業が寄附の対象となります。なお、本町の総合戦略は4つの基本目標と横断的な目標を掲げているため、大部分の事業が寄附の対象となります。

ただし、国の補助金や交付金を活用している事業には、寄附金を充てることができません。（一部併用可能な事業もあります。）

寄附の流れ

※地域再生計画認定後の流れ

